

高齢者世帯支援（戸別収集）事業の開始と

処理困難物（スプリング入りマットレス）の処理手数料の徴収について

1. 高齢者世帯支援（戸別収集）事業の開始について

（1）検討課題

粗大ごみ等をごみ集積場への運搬及び廃棄物処理センターへの持ち込むことが困難である高齢者世帯に対し、直営で戸別収集を行う。

（2）経緯と現状

市議会一般質問、地区懇談会等で、高齢者のごみ出しを支援するため、ボランティアが処理センターへごみを運んでよいかと相談があった。

- 1) 廃棄物処理法によるごみの収集運搬には許可が必要であり、環境省通達等で許可できない。
- 2) 現在、「ごみを自分で運べない、どうしたらいいか？」という問い合わせがあった場合は、一般廃棄物収集運搬許可業者を案内している。

（3）対象世帯と廃棄物の品目（案）

- 1) 対象となる世帯
75歳以上の高齢者のみで構成された世帯
- 2) 対象とする品目
 - ①粗大ごみシールを貼ってごみ集積場に出せるもの
 - ②収集は不可であるが廃棄物処理センターに持ち込めるもの

（4）収集日と収集料金（案）

- 1) 収集日
予め指定した日（原則、水曜日で1回/月） 3～4世帯程度
- 2) 収集料金
 - ①ごみ処理手数料 520円/個（1個ずつに粗大ごみシールを貼付）
 - ②収集運搬料 2,100円/回（1回当たり、車両に積載できる量まで）※家電製品取扱手数料に準ずる（大畑センターから指定場所まで運搬）

裏面へ



2. 処理困難物（スプリング入りマットレス）の処理手数料の徴収について

（1）検討課題

処理困難物であるスプリング入りマットレスを処理する際、現在の重量による処理手数料に加えて解体に要する処理手数料の徴収を行う。

（2）経緯と現状

以前は、スプリング入りマットレスは、大畑センターに持ち込んだ人が大畑センターで解体作業を行うことになっていた。しかし、作業に危険が伴い、大畑センター内で事故が発生する件数が多かったことから、平成 29 年度から持ち込み後の作業方法を見直し、職員が手作業で解体している。

また、事業者でもスプリング入りマットレスを引き受けていたが、解体後の金属の買取単価が低くなり、作業時間もかかることから引き受けを中止したところもあるため、スプリング入りマットレスを大畑センターに持ち込む件数は増加傾向にある。

スプリング入りマットレスの大きさ、種類によっても解体に掛かる時間が違うが、1枚を解体するのに、20～60分を要している。

また、スプリング入りマットレスの処分方法は、解体して燃やすごみとスプリング（金属）に分別するが、スプリング（金属）は体積が大きい割には重量が無いため、金属買取業者の引き取り単価も低い。

（3）今後の処理手数料の徴収方法（案）

1) スプリング入りマットレスをそのまま持ち込んだ場合
重量による処理手数料＋解体に要する処理手数料

2) スプリング入りマットレスを解体して持ち込んだ場合
スプリングは金属で資源のため無料

解体に伴って出た燃えるごみは、指定ごみ袋に入れてごみステーションに出すか、重量による処理手数料を負担して三の倉センターに持ち込む。